

ハイライト:

・平成23年度税制改正の解説を行いました

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成23年度 税制改正に関して	1
～消費税の改正	
～雇用促進税制の創設	2

今年の梅雨明けは例年よりも早く、夏の暑さが心配でしたが、時折季候が良い日もあり暑さに一息つくこともできる夏でした。最近、朝晩と少しずつ涼しくなり、ようやく秋の気配を感じられるようになりました。

第47号では、平成23年度税制改正で成立した内容について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)



平成23年度税制改正に関して～消費税の改正 (T_T)

本年度の改正は例年とは異なり法案の成立が遅れましたが、6月30日に「現下厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また3月末に「つなぎ法案」として6月まで延長された租税特別措置の適用期限は平成24年3月31日まで延長となりました。

今号では、消費税関係の改正内容について取り上げていきます。

消費税の免税事業者の要件見直し

消費税においては、2事業年度前(基準期間)の課税売上高が1千万円以下であれば免税事業者となります。今回の改正では、基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、下記の特定期間(前期の上半期)の課税売上高が1千万円を超える事業者は、免税事業者にはならないという要件が追加されました。

- ・法人のその事業年度の前事業年度開始の日から6カ月間の期間
(個人事業者は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間)
- ・法人のその事業年度の前事業年度が7カ月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、前々事業年度の開始の日から6カ月間の期間

なお、課税売上高に代えて、特定期間に支払った所得税法に規定する給与等の支払額の金額とすることもできます。課税売上高または給与等の金額のいずれか有利な方を選択することができます。

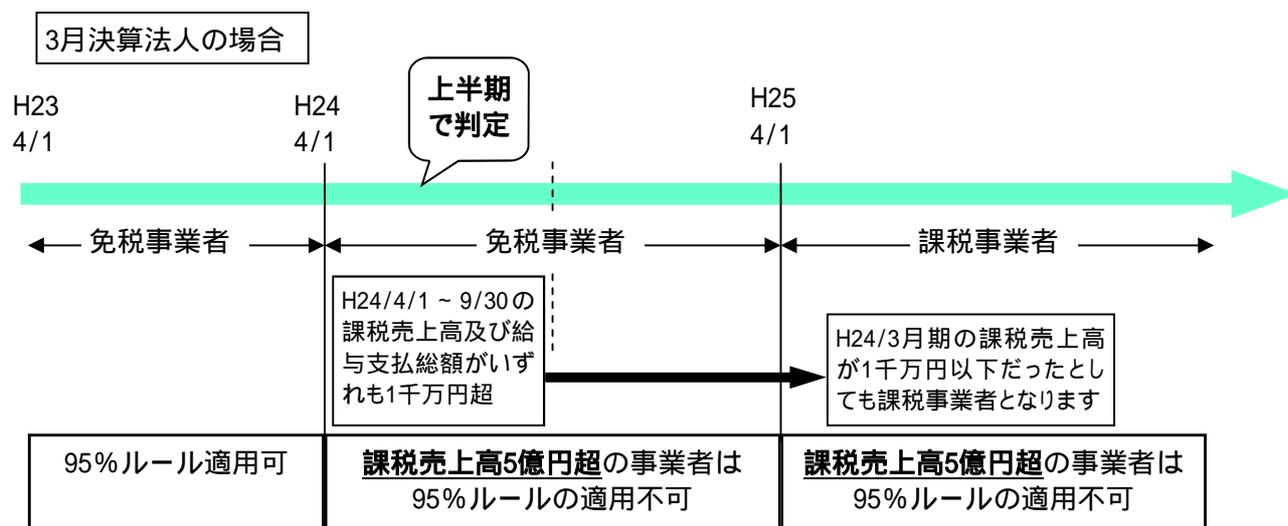
よって、基準期間の課税売上高が1千万円以下で、かつ、特定期間の課税売上高ないしは給与等の金額のいずれかが1千万円以下であることが免税事業者の要件となります。

適用開始時期は、平成25年1月1日以後に開始する法人のその事業年度(個人事業者は、その年)からとなります。

仕入税額控除の95%ルールの見直し

その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者は、課税売上割合(事業年度における課税売上高と総売上高の比率)が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を控除することができる制度(95%ルール)を適用することができなくなります。

適用開始時期は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からとなります。



ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



平成23年度税制改正に関して～雇用促進税制の創設(^^)

雇用を増やした企業に対する税制上の優遇制度が創設されました。雇用促進税制とは、前年よりも従業員を一定数以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税の税額控除の適用を受けられる制度です。

【概要】

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)かつ雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除を受けられます。ただし、当期の法人税の10%(中小企業は20%)が限度になります。

【対象となる事業主】

- ・青色申告書を提出している事業主であること
- ・当期及び前期に、事業主都合による離職者がいないこと
- ・事業年度中に雇用者(雇用保険一般被保険者)が前事業年度末に比べて10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)増加していること

【手続き】

- ・事業年度開始後2カ月以内にハローワークへ雇用促進計画を提出
- ・事業年度終了後2カ月以内にハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求め、その写しを確定申告書等に添付して提出する

ハローワークへの書類提出が必須となっていますので、採用計画がある場合には、事業年度開始前にお早めにご検討下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp